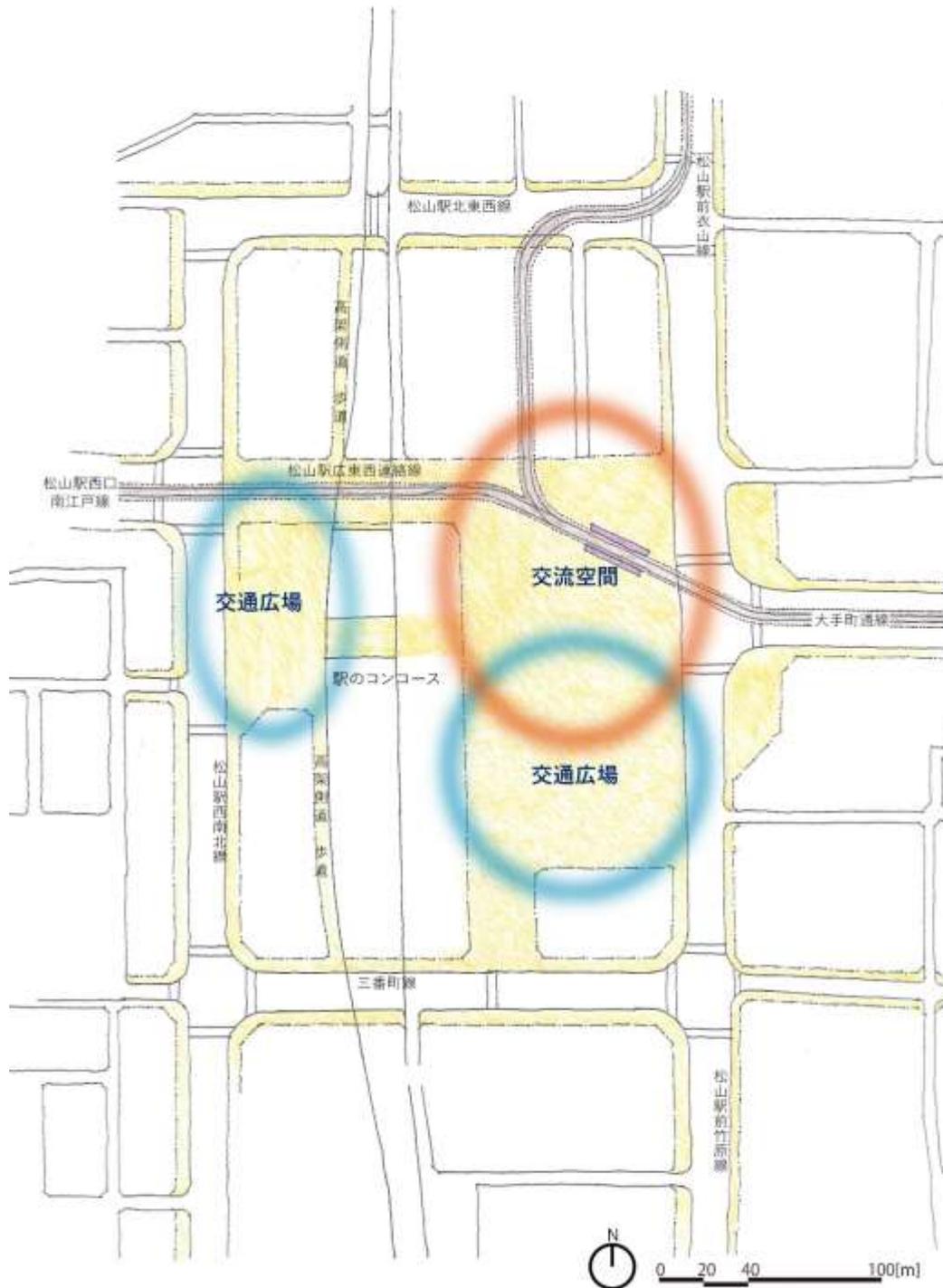


5. 駅前広場等整備基本計画

5-1. 駅前広場の空間配置の方針

駅前広場の空間配置については、駅コンコース及び大手町通りへの歩行車動線を中心に環境空間を配置し、それに近接して交通施設を配置する方針とします。

東口、西口の交通広場の配置イメージは以下の通りです。



5-2. 交通機能の配置方針

5-2-1. 駅前広場規模の設定

東口及び西口の交通機能分担を踏まえ駅前広場の各種施設規模を以下のように設定します。

	整備方針(案)	東西の機能分担方針(案)	
		西口	東口
路面電車	<ul style="list-style-type: none"> ○道路内にある電停を駅前広場に移設し、大手町通り～駅前広場～松山駅北東西線～松山駅前衣山線を通過する運行ルートに変更する。 ○現状では分散している電停を1箇所に集約する。 ○駅コンコースやバス等他の交通機関との乗り継ぎがスムーズに行えるよう、動線を平面化する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎広場北東側に電停を設置 ・電停を集約
バス	<ul style="list-style-type: none"> ○バスバース及びプールは現状運行本数に対応しながら、将来的な運用の変更にも柔軟に対応できるように、余裕を持った規模を検討する。 ○観光客増加のニーズに対応する観光バス等の不定期専用バースを新設する。 ○現状では、分散しているバス停を東口および西口に集約し、乗換・乗り継ぎを明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不定期運行バスを配置 ・不定期運行専用2バース 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期運行バスを配置 ・市内路線専用3バース ・リムジンバス専用1バース ・都市間高速専用1バース ・降車専用2バース ・バス待機場確保
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ○タクシーバースは現状需要に対応しつつ、将来的な運用の変更にも柔軟に対応できるように、必要規模を東西に配置する。 ○ピーク時の利用需要に対応できるように、駅前広場内に待機用タクシープールを設けるが、限られた面積の効率化等の観点から、必要最小限のスペースとする。 ○交通弱者や手荷物の多い観光客等の利用を想定し、できるだけ駅コンコースに近いところにバースを配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○:機能分担 ・乗車用1バース、降車用1バース ・タクシー待機場 10台程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○:機能分担 ・乗車用2バース、降車用1バース ・タクシー待機場 20台程度
一般車	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー対応として身障者用乗降場を東西に設置する。 ○自家用車での送迎等、現状のニーズに合わせ、一定規模のキスアンドライド用の一般車乗降バースを東西に配分する。 ○周辺街路への路上駐車防止や、送迎用の短時間駐車ニーズに対応するため、駅前広場内に一定規模の短時間駐車場を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○:機能分担 ・身障者用乗降場1バース ・乗降用2バース以上 ・短時間駐車場7台以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○:機能分担 ・身障者用乗降場1バース ・乗降用2バース以上 ・短時間駐車場10台以上

5-2-2. 交通施設配置方針（案）

(1) 路面電車

電停は、駅前広場の北東に設置します。

環状線・松山駅前線等の乗り場を集約し、他の交通機関との乗り継ぎがスムーズに行えるよう、平面的な動線を確保します。



(2) バス

路線バス・リムジンバス、都市間バスなどの定期運行バスの乗降場を東口に集約し、観光バスや不定期バスなどの不定期運行バスの乗降場を西口に設置します。

各乗降バース数は現状の運行本数に対応し、定期運行バスについては、路線バス3バース、リムジンバス1バース、都市間高速バス1バース、降車専用バース2バースとし、不定期運行バスは最大2バースとします。

また、バスの運行集中時間帯等、時間調整に利用可能なバス待機場を、東口に確保します。



(3) タクシー

乗降バースを東口及び西口に設置します。

各乗降バース数は現状の需要に対応しつつ、利用集中時にも対応できるよう、東口に乗車用2バース及び降車用1バース、西口に乗車用1バース及び降車用1バースを確保します。

また、鉄道到着時などの利用集中時等に対応できるよう、東口に20台程度、西口に10台程度のタクシープールを確保します。



(4) 一般車

一般車用及び身障者用の乗降バースを東口及び西口にそれぞれ新設します。

各乗降バース数は現状の需要に対応しつつ、鉄道到着時等の集中利用を考慮し、東口に身障者用1バース及び一般車乗降用2バース以上を確保します。

また、西口に身障者用1バース、一般車乗降用2バース以上を確保します。

また、鉄道到着時などの利用集中時等に対応できるよう、東口及び西口それぞれに一定規模以上の短時間駐車場を確保します。



配置イメージ図 (案)